平成２３年（フ）第９７０号
京都市東山区本町通五条上る２丁目森下町533番地の５、住民票上の住所京都市西京区桂北滝川町59番地　カストルム滝川208
債務者　中山企画こと　中山　朋幸
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４３号
京都市伏見区深草大亀谷東寺町84番地２　ヴュー深草205号
債務者　池本　修二
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７１号
京都市南区東九条河辺町23番地18、登録原票上の居住地京都市南区西九条島町33番地９
債務者　海島こと　金　　葉子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８１号
京都市西京区桂北滝川町72番地１　シャルム桂２Ｂ号室
債務者　高橋　幸成
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
愛媛県松山市山越３丁目18番14号
債務者　葛原　卓志
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３０８号
愛媛県松山市井門町544番地２　井門ニューハイツ202号
債務者　清家可奈子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３１２号
愛媛県松山市北土居２丁目10番30号　ピースフルスペース108号
債務者　松根　京子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２１６号
福岡県久留米市通東町２番地14　マルホビル302号
債務者　鷲頭しづゑ
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５５号
宮城県石巻市大街道東１丁目５番30号　昭栄アパート101号、前住所宮城県石巻市築山１丁目２番41号　ちひろ住宅３号
債務者　高橋　梨佳（旧姓板倉）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
茨城県牛久市南２丁目18番地14、前住所茨城県牛久市中央４丁目17番地16　飯島住宅Ⅱ号棟
債務者　江川　幸芳
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
茨城県取手市新町３丁目３番26―106号、前住所茨城県鉾田市鉾田695番地20
債務者　柏　　利子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
茨城県牛久市南１丁目31番地18
債務者　江戸　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
茨城県龍ケ崎市佐貫町589番地１　マンハイム佐貫Ａ棟217号室
債務者　原　　智也
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
茨城県稲敷市高田1616番地、住民票上の住所茨城県稲敷市南ケ丘26番地15
債務者　小泉　　実
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
茨城県取手市青柳726番地３
債務者　武藤　　綾
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
富山県中新川郡立山町東大森180番地、前住所富山県滑川市吾妻町426番地１　雇用促進住宅吾妻宿舎２号棟306
債務者　横田　和代
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　富山地方裁判所民事部